2－アミノ－3－クロロ－1，4－ナフトキノン（別名キノクラミン又はＡＣＮ）	0.0053mg／kg体重／日	0.017mg／kg体重
3－（4－クロロ－5－シクロペンチルオキシ－2－フルオロフェニル）－5－イソプロピリデン－1，3－オキサゾリジン－2，4－ジオン（別名ペントキサゾン）	0.23mg／kg体重／日	—
3－（4－クロロ－2，6－ジメチルフェニル）－8－メトキシ－1－メチル－2－オキソ－1，8－ジアザスピロ［4.5］デカ－3－エン－4－イル＝エチル＝カルボナート（別名スピロピジオン）	0.062mg／kg体重／日	0.10mg／kg体重
プロピル＝3－（ジメチルアミノ）プロピルカルバマート塩酸塩（別名プロパモカルブ塩酸塩）	0.13mg／kg体重／日	0.20mg／kg体重
（Ｚ）－2'－メチルアセトフェノン＝4，6－ジメチルピリミジン－2－イルヒドラゾン（別名フェリムゾン）	0.045mg／kg体重／日	0.17mg／kg体重

（略）

○農林水産省告示第八百五十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十六条第一項第一号及び平成二十九年農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の規定に基づき、昭和四十七年農林省告示第千四百三十九号（平成二十九年農林水産省告示第三百六号の農林水産大臣の定める基準を定める件）及び平成二十九年農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年六月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

昭和四十七年農林省告示第千四百三十九号及び平成二十九年農林水産省告示第三百六号の一部を改正する告示

（昭和四十七年農林省告示第千四百三十九号の一部改正）

第一条　昭和四十七年農林省告示第千四百三十九号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	
二　加熱処理の基準 加熱処理の基準は、次の表の上欄に掲げる物について、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	
物	加熱処理の基準
一・二　（略）	（略）
三　偶蹄類の動物の肉又は臓器を原料とする加工品（ペットフード（動物（偶蹄類の動物、馬又は家きん（家畜伝染病予	中心温度を三分間以上摂氏百二十一度一分以上に保つこと又はこれと同等の効果を有する方法により加熱処理を行うこと。

改正前	
二　加熱処理の基準 加熱処理の基準は、次の表の上欄に掲げる物について、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	
物	加熱処理の基準
一・二　（略）	（略）
（新設）	（新設）

（略）

（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）